

## 【農地法第3条許可申請 留意事項】

農地を所有権者の都合または相手の要望により所有権移転(賃借権、使用貸借権)する場合は、農業委員会への3条許可申請が必要です。

この場合相手が、一定以上の農地を耕作(家族単位)している農業者でなければ、農地として売買等することはできません。農業者ではない一般のサラリーマン等に、農地として売買等することもできません。

なお、農地を一般住宅用地等として売買または、賃借権等の設定をする場合は、農地転用(4・5条許可申請)の手続きが必要です。

### ▽許可の基準

譲受人が次のすべてに該当すれば、許可ができることになっています。

- ①農業者で、住所を同じにする家族が申請地を含む一定以上の農地面積がある場合。  
(臼杵地域・野津地域で30a以上)  
※新たに取得する農地面積を既存の耕作面積に加えることで下限面積を超えれば可。
- ②取得後において、耕作の事業に供すべき農地のすべてを耕作する場合。
- ③農地の取得者が、取得後、農作業に常時従事する場合。
- ④その農地を効率的に耕作することができる場合。
- ⑤市内または、通作可能な隣接市町村に居住している。

### 《 注意事項 》

1. 許可を受けないで売買契約を双方で行なっても、その行為は無効であり、所有権移転の登記もできません。
2. 所有権移転の登記には、農業委員会の3条許可書が必要です。(相続による所有権移転の登記は除く)
3. 申請書の住所は、大字地番で記入すること。(通称・行政区は不可)
4. 土地改良事業を行っている農地については、土地改良区と調整をすること。
5. 経営移譲年金受給者で特定対象処分農地となっている場合は、農地法第3条使用貸借契約の合意解約をしたうえで申請すること。
6. 賃借権または、使用貸借権設定の場合は、契約書の写しを添付すること。
7. 利用権を設定している農地については、合意解約をしたうえで申請すること。
8. 申請完了後、地区の担当農業委員に連絡をすること。
9. “申請地”と書かれた黄色の立札を現地調査前の指定日までに設置すること。

### 《 添付書類 》

1. 申請しようとする農地の全部事項証明書(土地登記簿謄本)
2. 住民票  
《 譲受人 》家族全員分が必要。  
《 譲渡人 》現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合は、住所移転の経緯が判る書類(戸籍の附票または住民票)を添付すること。
3. 見取案内図  
※ 1500分の1程度の住宅地図に申請地を赤枠で囲み、“申請地”と記入すること。
4. 字図(原則、法務局で取得したものに限り)  
※ 申請地を赤枠で囲み、“申請地”と記入すること。  
※ また、隣接する土地に「地目」、「面積」、「所有者名」を記入すること。
5. 譲受人が新たに農業を始める場合は、営農計画書

毎月20日(土日・祝除く)が  
申請締切日です。